

飯岡農業構造改善センターほか建物清掃業務委託仕様書

受注者は、この仕様書に基づき、飯岡農業構造改善センター及び都南老人福祉センターの清掃業務を誠実に実施しなければならない。この仕様書に示されない事項は、指定管理者及び受注者相互協議のうえ実施するものとする。

1 履行場所及び清掃面積（詳細別紙図面のとおり）

飯岡農業構造改善センター及び都南老人福祉センター（盛岡市下飯岡8-100）

・共有部分

タイル 14.35 m²、長尺シート 164.7 m²

窓ガラス清掃面積 113 m²

・飯岡農業構造改善センター

フローリング 68.85 m²、長尺 243 m²、カーペットタイル 256.7 m²、木床 42.94 m²

窓ガラス清掃面積 293 m²

・都南老人福祉センター

長尺シート 244 m²、フローリング 136 m²

窓ガラス清掃面積 162 m²

ただし、現状を優先とする。

2 清掃業務内容

・定期清掃（年2回）

・床清掃ワックス仕上げ

除塵した床面に洗剤を塗布し、フロアマシンで洗浄し、ワックス仕上げをする。

・カーペット清掃

除塵し、シミ等があった場合はシミとり用洗剤でシミを取る。汚れがひどい場合はポリッシャー（カーペットを痛めない程度のブラシを使用）で汚れを落とす。スチームバキュームを使用し、洗浄吸引を行い仕上げる。

・契約期間中に1回ガラス清掃（内外面を対象とする。）を行うものとする。

中性洗剤を使用し、シャンプーホルダーにて洗浄後、スクイージで汚れを除去し、窓枠等についた水分、汚れを乾いたウエスで拭き取り、仕上げとする。

3 作業日及び作業時間

・作業日及び作業時間は、〇月、〇月の指定管理者の指定した日時に実施するものとする。

・窓ガラスについては、〇月に実施すること。

4 現場責任者の選任

・受注者は、施設管理者との連絡調整及び業務従事者の指揮監督を行わせるため、現場責任者を選任すること。

5 清掃用具、諸材料等

（1）清掃作業に使用する清掃用具は、受注者が負担すること。

（2）作業に使用する清掃用具及び諸材料等は、適正かつ良質なものをを用い、床面等の内装材質を傷めることのないようにすること。また、指定があった場所を除き、著しい騒音を発生する清掃用具及び引火性の強い薬品等は使用しないこと。

（3）ワックスは、床の材質に適正なものを使用することとするが、原則として樹脂ワックスを使用すること。

（4）作業に必要な電気、ガス、水道については、指定管理者が負担することとするが、その使用に当たっては、極力節約に努めること。

6 作業上の留意点

（1）作業中の安全管理及び火気には十分に留意すること。

（2）清掃作業においては、備品類は原則としてそのままの位置で清掃することとするが、その周囲裏側等で清掃が可能な箇所はできる限り清掃すること。なお、椅子その他簡単に移動できるものは、必要に応じて移動して清掃すること。

（3）床面は、塵や埃が飛散し難い清掃用具を使用して念入りに清掃し、汚れは洗剤を用いて除去すること。

- (4) 作業の実施に当たっては、指定管理者の業務に支障を及ぼさないように配慮すること。なお、指定管理者も極力清掃作業の遂行に協力するものとする。
- (5) 作業員は、指定管理者の定める制服を着用のうえ氏名を明示するものとし、受注者の作業員であることを明確にするものとする。

7 ゴミの処理

- ・収集したゴミは、可燃物と不燃物とに分類し、指定管理者が指示するゴミ集積所に散乱しないように搬出、集積すること。

8 報告

- ・受注者は、各清掃実施後直ちに指定管理者に業務完了報告書を提出し、検査を受けること。また、清掃日報を作成し保管すること。

9 その他

- (1) 支払いは2回とし、それぞれ業務完了後に支払うものとする。
- (2) 各回の支払額は契約金額を振り分けた金額とし、契約書に各回の支払金額を明記する。
- (3) 必要に応じて現地確認を行うこと。